

正しい申告・確かな納税

◎税の申告と納税を忘れないようにしよう

税金を納めるということは、社会の会費を納めることと同じであり、国民の義務です。

決められた期限までに納税しなかったり、不正な申告をしたりすると、本来の税額のほかに延滞金や加算金が課せられる場合があります。

延 滞 金

税金を納期限まで納めないときに
徴収されます。

- 納期限の翌日から1か月を経過するまで

延滞金特例基準割合(※1)に年1%を加算した割合

- それ以後、納税の日まで

延滞金特例基準割合(※1)に年 7.3%を加算した割合
※延滞金特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利(新規・
短期)の前々年 10 月～前年 9 月における平均に、1%を加算
した割合

◇但し、納期限が平成 25 年 12 月 31 日以前の場合
[平成 25 年 12 月 31 日までの期間に対応するもの]

- 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に特例基準割合(※1)を乗じた額

- それ以後、平成25年12月31日まで

税額に年14.6%の割合を乗じた額

(※1) 特例基準割合：各年の前年の11月30日を経過するときの
商業手形の基準割引率に4%の割合を加算した割合

加 算 金

税を申告しなかったり、事実より少なく申告したり、
税を免れようとした場合に徴収されます。

- 過少申告加算金(申告が実際より少ない場合)

過少申告加算金＝増差税額 × 10%

ただし、期限内申告税額又は50万円を超える部分は15%

- 不申告加算金(期限内に申告しなかった場合)(※2)(※3)

不申告加算金＝納める税額 × 15% + 50万円超の税額部分 × 5%

ただし、期限後申告等が更正等を予知してされたものでないときは5%

- 重加算金(二重帳簿など、故意に税を逃れようとした場合等)(※2)

- 期限内に申告している場合

増差税額 × 35%

- 期限後に申告したり、申告自体しなかった場合

納める税額 × 40%

(※2) 平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について
は、過去5年間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある
場合、更に10%上乗せされます。

(※3) 令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について
は、納める税額が300万円を超える部分に対し10%上乗せされます。